

# 廃棄物焼却炉の規制について

埼玉県生活環境保全条例

埼玉県環境部大気環境課

埼玉県では埼玉県生活環境保全条例に基づき廃棄物焼却炉の規制を行っています。

## 1 規制対象となる廃棄物焼却炉（条例49条、別表第2第1号の表7の項）

事業所に設置している（設置しようとする）以下の廃棄物焼却炉

廃棄物焼却炉の種類	規模
廃棄物焼却炉	焼却能力200kg/時未満 かつ 火格子面積2m <sup>2</sup> 未満
金属の回収を目的として金属に付着している油、樹脂等を焼却する 廃棄物焼却炉（金属回収炉）	全て 焼却能力200kg/時以上 又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上の施設を含む。]

## 2 設置等の届出（条例52条1項、53条1項、54条1項、4項、58条5項）

- ①届出の種類、要件及び期日については、表1のとおりです。
- ②届出先は、県環境管理事務所又は事務移譲市です。（P. 6 参照）
- ③届出書提出部数は2部です。（控えが必要な方は余部を持参してください。）
- ④届出義務等の違反は、罰則の対象となります。

表1 条例に基づく届出

届出の種類	届出を要する場合	届出の期日
設置届	施設の設置	事前に（最大60日間の設置工事実施制限がかかります。）
使用届	条例施行時（H14.4.1）に設置されていた施設の使用	速やかに ※埼玉県公害防止条例に基づく届出をしていた施設は不要
変更届	施設の構造等の変更	事前に（最大60日間の設置工事実施制限がかかります。）
使用廃止届	施設の廃止	廃止日から30日以内
氏名変更届	代表者・社名等（名称、住所、所在地）等の変更	変更日から30日以内
承継届	施設の譲渡・相続・合併等	承継日から30日以内

### 3 定期的な排出ガスの測定（条例69条、規則49条1号、別表第4）

表2に記載された頻度でばい煙濃度等を測定し（小規模焼却炉を除く）、その結果を記録し、その記録を3年間保存しなければなりません。記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合は罰則の対象となります（ダイオキシン類を除く）。

測定結果の未記録等の違反：30万円以下の罰金

なお、排出ガス測定が必要な焼却炉の煙突には、測定のための測定孔（下記参照）を必ず設置してください。また、測定のための足場等の設置にも配慮してください。

※ 小規模焼却炉：（火格子（又は火床）面積が $0.3\text{m}^2$ 未満であり、焼却能力が1時間当たり30kg未満であり、かつ、燃焼室容積が $0.42\text{m}^3$ 未満の廃棄物焼却炉）

表2 排ガス測定の頻度

項目		回数	備考
濃度	ばいじん	年に2回以上	排出ガス量が $4\text{万m}^3/\text{時}$ 以上の施設の場合は、2か月に1回以上
	塩化水素		
	ダイオキシン類	年に1回以上	ダイオキシン類の排出基準が適用される施設
量	硫黄酸化物	2か月に1回以上	硫黄酸化物排出量が $10\text{m}^3\text{N}/\text{時}$ 以上の施設

(注1)排出ガス測定は排出基準が定められている施設に限ります。

(注2)小規模焼却炉は排出ガス測定の義務はありません。

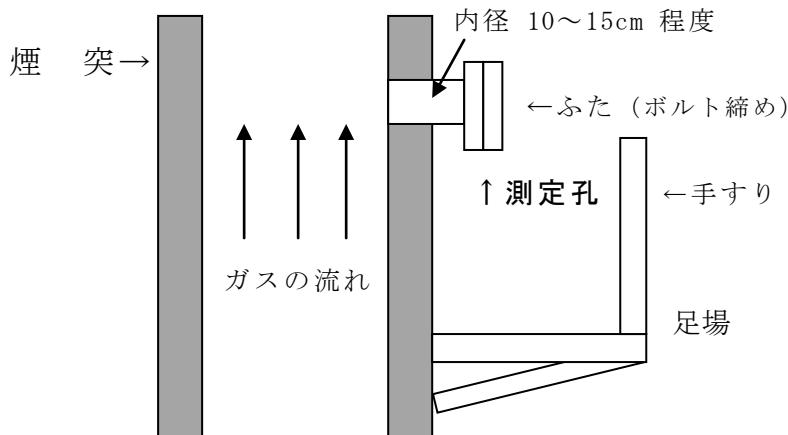
(注3)測定業者の紹介・問い合わせ先：埼玉県環境計量協議会 (TEL 048-649-5499)

#### [参考] 測定孔の設置について (JIS Z 8808)

設置場所：煙道が直線状で、太さに変化のない場所に設置してください。

形状：内径が10~15cm程度のもので、測定時以外は適當なふたで密閉しておけるものにしてください。

※下図の例を参考にしてください。



※煙道の断面積が $0.25\text{m}^2$ を超える円形断面の場合は、直交する直径線上に2箇所の測定孔を設置してください。

## 4 規制基準の遵守等（条例50条、60条、規則31条、別表第4）

廃棄物焼却炉には、「排出基準」と「構造基準・維持管理基準」が適用されます。排出基準に適合しない場合や、改善命令等に従わない場合は、罰則の対象となります。

**排出基準違反：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金**

**改善命令等違反：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

### （1）排出基準（条例施行規則31条、別表第4第1号～3号）

以下の4項目に排出基準が定められています。

表3 排出基準<sup>\*1</sup>一覧表

項目	新設 <sup>*2</sup>	既設 <sup>*2</sup>	備考
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	0.15	0.25 <sup>*3</sup>	焼却能力が30kg/h以上、火格子及び火床面積0.3m <sup>2</sup> 以上、あるいは燃焼室容積0.42m <sup>3</sup> 以上の施設 <sup>*4</sup>
塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> N)	500	500	焼却能力が30kg/h以上、火格子及び火床面積0.3m <sup>2</sup> 以上、あるいは燃焼室容積0.42m <sup>3</sup> 以上の施設 <sup>*4</sup>
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	5	10	焼却能力が100kg/h以上、火格子及び火床面積1m <sup>2</sup> 以上、あるいは燃焼室容積1.4m <sup>3</sup> 以上の施設 <sup>*4</sup>
硫黄酸化物 (m <sup>3</sup> N/時) <K値規制>	K×10 <sup>-3</sup> ×He <sup>2</sup>	K×10 <sup>-3</sup> ×He <sup>2</sup>	焼却能力が30kg/h以上、火格子及び火床面積0.3m <sup>2</sup> 以上、あるいは燃焼室容積0.42m <sup>3</sup> 以上の施設 <sup>*4</sup> 施設ごとに許容限度を算出する

\*1 ばいじん、塩化水素の濃度については、標準酸素濃度12%換算値

\*2 埼玉県公害防止条例対象の「小型焼却炉」については、平成11年4月1日前に現に設置していた施設を「既設」、同日以降設置した施設を「新設」と区分します。

\*3 埼玉県公害防止条例で規制されていた「再生炉」、「燃焼炉」については、平成17年4月1日から排出基準が強化されています。（0.7g/m<sup>3</sup>N→0.25g/m<sup>3</sup>N）

\*4 大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の規制対象施設を除きます。  
(各法令に基づく排出基準が適用されます。)

表4 K値規制における地域ごとのK値について

	K値	該当地域
1	9.0	川口市、草加市、蕨市、戸田市、八潮市、三郷市
2	14.5	川越市、さいたま市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、越谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、蓮田市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、宮代町、杉戸町、松伏町
3	17.5	1及び2に掲げる地域以外の地域



## (2) 構造基準・維持管理基準（条例施行規則31条、別表第4第4号の表、第5号の表）

- 1つの事業所内に複数の条例対象廃棄物焼却炉を設置している場合は、その施設の規模（焼却能力、火格子・火床面積、燃焼室容積）を合算した区分の基準が適用されます。
- 生活環境保全条例の施行日（平成14年4月1日）前に現に設置されていた次の施設については構造基準及び維持管理基準の適用は当分の間猶予されます。
 

<基準の適用が猶予される施設（H14.4.1に現に設置されていた以下の施設）>

  - ①埼玉県公害防止条例で規制されていた「再生炉」、「燃焼炉」
  - ②焼却能力200kg/時以上又は火格子面積2m<sup>2</sup>以上の金属回収炉

**ア 焼却能力が1時間当たり100kg以上の廃棄物焼却炉**（火格子及び火床面積 1 m<sup>2</sup>、燃焼室容積1.4m<sup>3</sup>以上）（エを除く。）

構 造 基 準	維 持 管 理 基 準
<p>①次の要件に該当する燃焼室</p> <p>イ) 燃焼ガスが800°C以上で焼却できるもの</p> <p>ロ) 燃焼ガスが、800°C以上の状態で2秒以上滞留できるもの (新設施設のみ適用)</p> <p>ハ) 外気と遮断されたもの</p> <p>ニ) 燃焼ガスを速やかに800°C以上にし、これを保つための助燃装置を備えたもの</p> <p>ホ) 燃焼に必要な空気量を調節できる空気供給装置を備えたもの</p> <p>②外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物等を燃焼室に投入できるものであること（ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く）</p> <p>③集じん器流入ガスの温度を200°C以下に冷却できる冷却設備</p> <p>④ばいじんの除去を高度に行うための機能を有するばい煙処理設備</p> <p>⑤ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留できる灰出し設備と貯留設備</p> <p>⑥ばいじん又は焼却灰が飛散流出しない構造の灰出し設備</p> <p>⑦燃焼ガス及び集じん器流入ガスの温度並びに排出ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、記録する装置</p>	<p>①燃焼室内の燃焼ガス温度を800°C以上に保つこと</p> <p>②廃棄物等の燃焼室への投入を外気と遮断された状態で定量ずつ行うこと（ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く）</p> <p>③焼却灰の熱しやく減量が10%以下になるように焼却すること</p> <p>④運転開始時に、助燃装置を作動させること等により炉温を速やかに上昇させること</p> <p>⑤運転停止時は、助燃装置を作動させること等により炉温を高温に保ち、完全に廃棄物等を燃焼し尽くすこと</p> <p>⑥集じん器流入ガスの温度を200°C以下に冷却すること</p> <p>⑦冷却設備及びばい煙処理設備にたい積したばいじんを除去すること</p> <p>⑧ばいじんを焼却灰と分離出し、貯留すること</p> <p>⑨排出ガス中の一酸化炭素濃度を100ppm以下とすること</p> <p>⑩燃焼ガス及び集じん器流入ガスの温度並びに排出ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定、記録すること</p>

**イ 焼却能力が1時間当たり30kg以上100kg未満の廃棄物焼却炉（火格子及び火床面積0.3m<sup>2</sup>、燃焼室容積0.42m<sup>3</sup>以上）（ア、エを除く）**

構造基準	維持管理基準
<p>①次の要件に該当する燃焼室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 燃焼ガスが800°C以上で焼却できるもの</li> <li>ロ) 外気と遮断されたもの</li> <li>ハ) 燃焼ガスを速やかに800°C以上にし、これを保つための助燃装置を備えたもの</li> <li>ニ) 燃焼に必要な空気量を調節できる空気供給装置を備えたもの</li> </ul> <p>②外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物等を燃焼室に投入できるものであること(ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く)</p> <p>③ばいじんの除去を行うための機能を有するばい煙処理設備</p> <p>④ばいじん又は焼却灰が飛散流出しない構造の灰出し設備</p> <p>⑤燃焼ガスの温度を連続的に測定するための装置</p>	<p>①燃焼ガス温度を800°C以上に保つこと</p> <p>②廃棄物等の燃焼室への投入を外気と遮断された状態で定量ずつ行うこと(ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く)</p> <p>③焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。</p> <p>④運転開始時に、助燃装置を作動させること等により炉温を速やかに上昇させること</p> <p>⑤運転停止時は、助燃装置を作動させること等により炉温を高温に保ち、廃棄物等を完全に燃焼させてから停止すること</p> <p>⑥ばい煙処理設備にたい積したばいじんを除去すること</p> <p>⑦燃焼ガス温度を連続的に測定、1時間に1回以上記録すること</p>

**ウ 焼却能力が1時間当たり30kg未満の廃棄物焼却炉**

(ア、イ及びエを除くすべての施設、平成14年12月1日施行)

構造基準	維持管理基準
<p>①空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスが800°C以上で焼却できるもの</p> <p>②燃焼に必要な空気の通風が行われるもの</p> <p>③外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物等を燃焼室に投入できるものであること(ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く)</p> <p>④燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置</p> <p>⑤燃焼ガスの温度を測定するための装置</p>	<p>①燃焼ガス温度を800°C以上に保つこと</p> <p>②廃棄物等の燃焼室への投入を外気と遮断された状態で定量ずつ行うこと(ガス化燃焼方式等、構造上やむを得ないと認められる場合を除く)</p> <p>③運転停止時は、助燃装置を作動させること等により炉温を高温に保ち、廃棄物等を完全に燃焼させてから停止すること</p> <p>④燃焼ガス温度を1時間に1回以上測定し、記録すること</p>

**エ ガス化改質方式の廃棄物焼却炉（廃棄物等をガス化し、得られたガスを改質して一酸化炭素、水素等の燃料等を得る方式の施設）**

ガス化改質方式の廃棄物焼却炉には通常の廃棄物焼却炉とは異なる基準が定められています。

**注）これらの内容は条例で定める構造基準・維持管理基準を要約したものです。詳細は規則別表第4を参照してください。**

## ◎届出書の概要

届出の種類	届出書の様式・添付書類	注意事項
設置届出 (使用届出)	<p>□様式第7号 指定ばい煙発生施設設置 (使用・変更) 届出書</p> <p>□別紙1：指定ばい煙発生施設の構造</p> <p>□別紙2：指定ばい煙発生施設の使用の方法 □使用燃料の成分表</p> <p>□別紙3：指定ばい煙の処理の方法</p> <p>□ばい煙の排出の方法を説明する書類 □別紙1～3に記入されている数値の根拠となる計算書</p> <p>□指定ばい煙発生施設並びに当該指定ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに付随する施設の配置図 □焼却炉の構造概要図（主要寸法を記入） □バーナー、プロアー、温度計の仕様書等 □二重扉の構造図 □ばい煙処理施設の構造とその主要寸法を記入した概要図 □灰出し装置等の構造図 □処理能力の根拠を示す書類</p> <p>□ばい煙の発生及び処理に係る操業の系統の概要を説明する書類 □煙道に設けられている排出ガス測定孔の位置図 □緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法を記載した書類 □工場又は事業場までの案内略図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○届出者欄には法人にあっては本社住所、代表者名の記入、代表印の押印（社印ではない）を個人にあっては住所、氏名の記入、押印をすること。</li> <li>○廃棄物処理法に基づく許可申請が必要か確認すること。</li> <li>○規模の欄には焼却能力、火格子面積、燃焼室容積について記載すること。</li> <li>○火格子面積、容積等は図面から計算できること。 ○焼却能力は別途計算書を添付すること。</li> <li>○燃やすものは、原材料の種類の欄にすべて記載すること。</li> <li>○燃料の発熱量、いおう分等は燃料の成分表の値を記載すること。</li> <li>○焼却能力 30kg/h 以上 100kg/h 未満の焼却炉についてはサイクロン又はスクラバー以上の集じん能力がある施設を設置すること。なお、サイクロンは遠心力集じん装置のうち、接線流入式反転形、軸流反転形の形式以上のことである。重力集じん装置や慣性力集じん装置のみの設置は認められません。</li> <li>○焼却能力 100kg/h 以上の焼却炉についてはバグフィルター又は電気集じん機を設置すること。</li> <li>○焼却室内寸、煙突の高さ、排出口径が記入されていること（火床面積、燃焼室容積が確認できること）。</li> <li>○構造基準に適合していること。</li> <li>○バーナー、プロアー、温度計の位置がわかること。適切な場所に設置されていること。</li> <li>○ばい煙測定口の位置を明記し、ばい煙処理施設の構造仕様書、処理系統図等を添付すること。</li> <li>○事業所の概要、製造工程、工場配置図、焼却灰の処理の方法の記載した書類を添付すること。</li> </ul>

## ◎野外焼却について

### (1) 野外焼却等の禁止（条例第61条）

生活環境保全条例の規定により、廃棄物や油、樹脂等が付着している金属を適正な焼却炉を使用しないで焼却することは禁止されています。野外焼却等の禁止に違反した場合は、焼却停止勧告及び命令の対象となり、命令に従わない場合は罰則の対象となります。

焼却停止命令違反：50万円以下の罰金

ただし、公益上、社会の慣習上やむを得ないもの等については適用が除外されています。

#### 適用が除外される野外焼却（条例規則第46条）

- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却
- ・災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却
- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの

### (2) 適正な焼却炉の構造（条例規則第44条）

- ・空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスが800°C以上の状態で廃棄物等を焼却できるもの
- ・燃焼に必要な量の空気の通風が行われるもの
- ・外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物等を燃焼室に投入できるもの
- ・燃焼ガスの温度を測定するための装置が設置されているもの
- ・燃焼ガスの温度を保つための助燃装置が設置されているもの

## ◆問合せ先

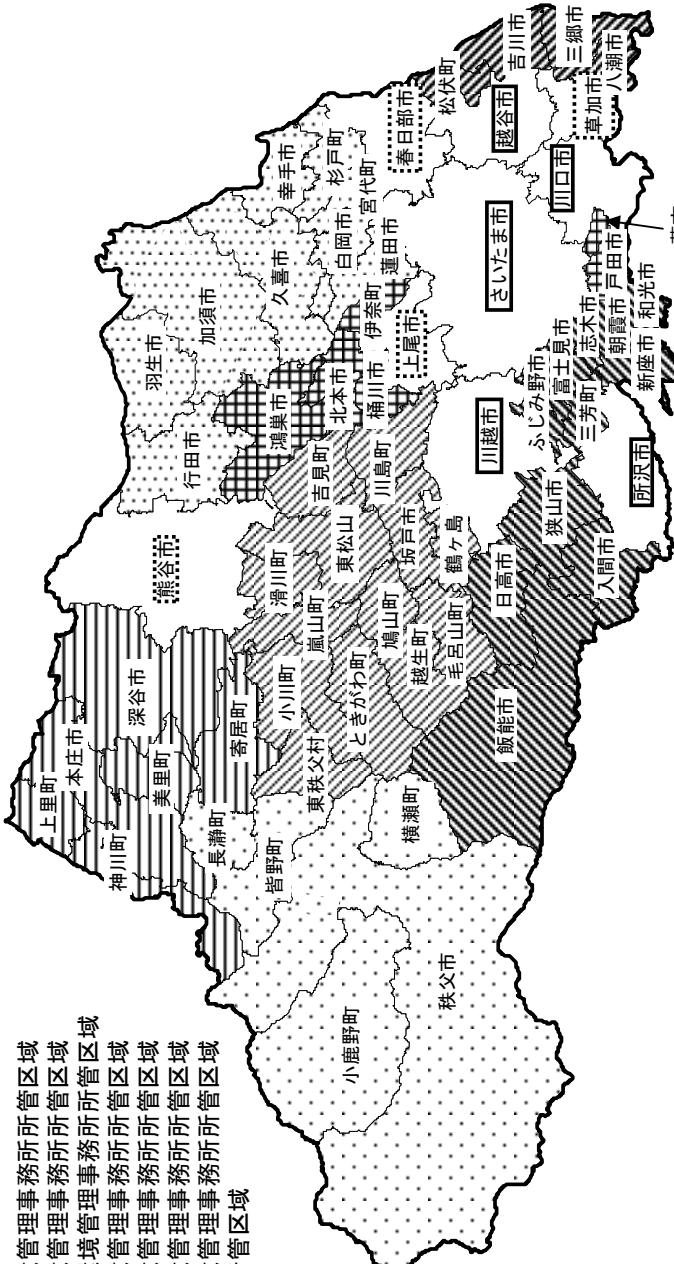
### (1) 県環境部大気環境課(048-830-3058)又は各環境管理事務所

環境管理事務所	所在地	電話番号
中央環境管理事務所	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 (浦和合同庁舎)	048-822-5199
西部環境管理事務所	川越市新宿町 1-1-1 (川越地方庁舎)	049-244-1250
東松山環境管理事務所	東松山市六軒町 5-1 (東松山地方庁舎)	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	秩父市東町 29-20 (秩父地方庁舎)	0494-23-1511
北部環境管理事務所	熊谷市末広 3-9-1 (熊谷地方庁舎)	048-523-2800
越谷環境管理事務所	越谷市越ヶ谷 4-2-82 (越谷合同庁舎)	048-966-2311
東部環境管理事務所	北葛飾郡杉戸町清地 5-4-10	0480-34-4011

### (2) 市

市及び担当名	所在地	電話番号	備考
さいたま市 環境対策課	さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1330	
川越市 環境対策課	川越市元町 1-3-1	049-224-8811(代表)	
川口市 環境保全課	川口市朝日4-21-33朝日環境センター内	048-228-5389	
所沢市 環境対策課	所沢市並木 1-1-1	04-2998-9230	
越谷市 環境政策課	越谷市越ヶ谷 4-2-1	048-963-9186	
熊谷市 環境政策課	熊谷市江南中央1-1	048-536-1521(代表)	(注)
春日部市 環境政策推進課	春日部市中央 6-2	048-736-1111(代表)	(注)
上尾市 生活環境課	上尾市本町 3-1-1	048-775-6940	(注)
草加市 環境課	草加市高砂 1-1-1	048-922-0151(代表)	(注)

(注)工場以外の事業所に係る事務を行います。



**さいたま市環境対策課**  
さいたま市浦和区常盤6-4-4  
TEL:048-829-1330

**川越市環境対策課**  
川越市元町1-3-1  
TEL:049-224-8811(代表)

**熊谷市環境政策課(事業場のみ)**  
熊谷市江南中央1-1  
TEL:048-536-1521(代表)

**川口市環境保全課**  
川口市朝日4-21-33  
(朝日環境センター内)  
TEL:048-228-5389

**所沢市環境対策課**  
所沢市並木1-1-1  
TEL:04-2998-9230

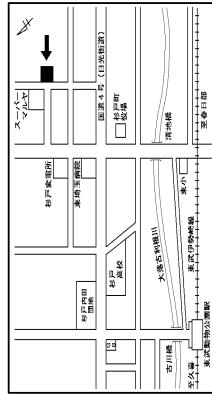
**春日部市環境政策推進課**  
(事業場のみ)  
春日部市中央6-2  
TEL:048-736-1111(代表)

**川口市環境対策課(事業場のみ)**  
川口市本町3-1-1  
TEL:048-775-6940

**草加市環境政策課(事業場のみ)**  
草加市高砂1-1-1  
TEL:048-922-1520

**越谷市環境政策課**  
越谷市越ヶ谷4-2-1  
TEL:048-963-9186

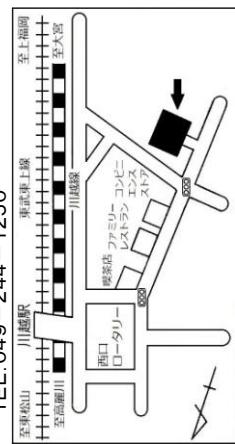
**東部環境管理事務所**  
(東武伊勢崎線東武動物公園駅徒歩20分)  
杉戸町清地5-4-10  
TEL:048-34-4011



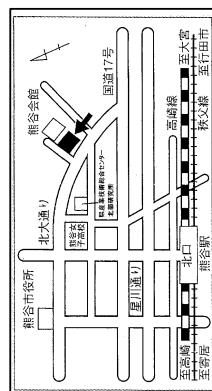
**東松山環境管理事務所**  
(東武東上線東松山駅徒歩20分)  
東松山市六軒町5-1  
TEL:0493-23-4050



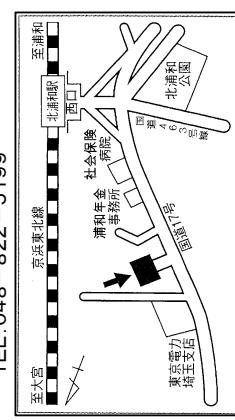
**西部環境管理事務所**  
(川越線、東武東上線川越駅徒歩5分)  
川越市新宿町1-1-1  
TEL:049-244-1250



**北部環境管理事務所**  
(京浜東北線北浦和駅徒歩10分)  
さいたま市浦和区北浦和5-6-5  
TEL:048-822-5199



**中央環境管理事務所**  
(川越線、東武東上線川越駅徒歩5分)  
川越市新宿町1-1-1  
TEL:049-244-1250



**秩父環境管理事務所**  
(秩父鉄道御花畠駅西武秩父線西武秩父駅徒歩5分)  
秩父市東町29-20  
TEL:0494-23-1511

